

新型コロナウイルス感染症療養報告書

杉乃木保育園 園長 様

組 氏名

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

症状が出た日を0日とカウントし、翌日から5日間、かつ症状軽快後
1日間は出席停止となります。

1. 診断を受けた医療機関: _____ 診断日: (月 日)
2. 発症日は、(月 日)です。
3. 症状軽快日は、(月 日)です。
4. 出席停止の期間は、(月 日 ~ 月 日まで)です。

出席停止期間を厳守し、完治しましたので登園いたします。

令和 年 月 日 保護者署名 _____

※医師による証明は必要ありません。

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

杉乃木保育園

新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から5類感染症に見直されることに伴い、保育園における対応を下記の通りとさせていただきます。

- ◆ 保育園登園後の発熱の対応
今まで通り発熱時、37.5℃以上で連絡させていただき、お子様の状態に合わせてお迎えをお願いします。発熱した翌日は、できるだけ自宅で療養するようにお願いします。
- ◆ 園児が発熱で欠席・早退する場合
お子様が発熱や体調不良で欠席・早退する場合、症状がなく元気な兄弟姉妹は保育園でお預かりします。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症療養報告書に付いて
新型コロナウイルス感染症に罹患し欠席した場合、次に出席するときは「新型コロナウイルス感染症療養報告書について」を保護者の皆様にご記入いただく必要があります。
出席停止期間の基準は発症から5日間※1経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでとなります。
※1 症状が出た日を0日とし、翌日から5日間カウントします
- ◆ 今後のマスク着用について
保育園内に入出入りの際はマスク着用をお願いをしていましたが、個人の判断に委ねます。
職員のマスク着用も個人の判断に委ねます。
出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、該当園児(4歳児以上)に対してマスクの着用を推奨します。(保護者の方も同様に推奨します)
※活動場面に応じてマスクの着用をお願いすることもあります。
- ◆ 検温について
園児の朝の検温記録は毎日お願いします。
保護者の方の検温記録は不要となります。

※ 今後、各省庁の通知により、上に示した対応を変更する可能性があります。ご了承ください。